

弁護団声明

(広島高裁（異議審）による不当決定を受けて)

2021年（令和3年）3月18日

伊方原発運転差止山口裁判弁護団

1 広島高等裁判所第4部（横溝邦彦裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、本日、2020年1月17日付広島高裁即時抗告審決定を取り消し、伊方原発3号機（以下「伊方原発」という。）の運転差止を求める住民らの申立を認めない不当決定（以下「本件決定」という。）を出した。

2(1) 本件決定の最大の問題点は、科学の不定性が存在する場合に、裁判所が専門的知見を有していない等の理由で、住民側に人格権侵害の具体的危険の立証責任を負わせている点である。しかし、科学的不定性が存在する以上、具体的危険の立証は不可能である。要するに、当該裁判所は、原発に関する事前差止めの道を閉ざしたに等しい。

これは、福島第一原発事故以前の平成4年伊方原発最高裁判決が国に立証の負担を負わせていたことに反するものであり、福島第一原発事故後の司法判断として、常軌を逸した考え難い決定といわざるを得ない。

(2)ア 中央構造線断層帯長期評価（第二版）には、「中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要と考えられる。…今後の詳細な調査が求められる。」と記載されている。これは、債務者による佐田岬半島沖の海上音波探査が不十分であることを指摘したものである。

これに対し、債務者は、債務者が平成25年までに実施していた海上音波探査によって佐田岬半島沿岸の中央構造線が活断層でないことは明らかになっており、上記記載は、債務者の探査を見落としたものにすぎないし、債務者の探査をもとに作成され査読論文として専門誌に掲載された論文によっても、佐田岬半島沿岸の中央構造線が活断層でないことは明らかになっている、などと主張していた。

本決定は、このような債務者の主張を無批判に鵜呑みにし、債権者の主張は当を得ないと結論づけたものであるが、国が時間、費用及び人材を投下した中央構造線断層帯長期評価（第二版）を著しく軽視するものであって、不当極まりない。

イ そもそも、債務者の行った海上音波探査は、正確性に限界のある二次元反射法地震探査であって、より正確に断層の状態を把握しうる三次元反射法地震探査の手法が採られていない点で問題である。債務者が平成25年までに実施していた海上音波探査によって佐田岬半島沿岸の中央構造線が活断層でないことは明らかになっているなどとは、到底結論づけることはできない。

本決定は、三次元反射法地震探査は主に石油などの資源探査に用いられる手法であり、債務者による調査が不十分であると認めることはできないなどと述べる。

しかしながら、本決定の述べるところを敷衍すると、本来、極めて高度な正確性が求められるはずの原子力発電所設置可否のための調査は、資源探査程度の正確性すら

要求されることとなり、この点も極めて不当である。

(3) 火山事象に対するリスクについては、阿蘇における巨大噴火について は専門家の間で意見が分かれており、科学的にいざれが正しいともいえないから、噴火を惹き起こす可能性が具体的に高いとはいえない、として住民の請求を退けている。自然災害について、噴火の可能性が具体的に高いことを立証することなど事実上不可能であり、司法はこの問題については職責を放棄したに等しい。

また、九重第一軽石噴火の噴火規模や濃度の過小評価については、事業者の主張を鵜呑みにするばかりで住民側の主張・反論に向き合おうとしない。思考停止というほかなく、高等裁判所の判断として異例の稚拙さである。

(4) 避難計画について、裁判所は、避難計画の不備により人格権侵害の具体的危険があるというためには過酷事故の危険を疎明しなければならぬとした。これは Chernobyl 原発事故等の経験から第 5 層の避難計画を深層防護に取り込んだ歴史を否定し、また各防護階層が独立して機能しなければならないとする深層防護の考え方（第 4 層が機能しない場合を想定して第 5 層を備えなければならぬ。）も否定し、万が一の備えを欠いていても原発の運転を認めるものであり、住民らの生命、健康の保護を無視するものである。

3 福島第一原発事故から 10 年経過した。しかし、事故は全く終息していない。7 市町村で未だ避難指示が解除されておらず、損害賠償も全く不十分なままである。事故当事国である日本が原発にすがり付いている間に、世界ではエネルギー革命が起り、脱原発に大きく舵が切られている。

国民の多くは脱原発を望んでいるのにもかかわらず、再稼働に突き進むさまは、盲目的に太平洋戦争に突き進む戦前の状況そのものである。私たちは今まで、3 月 10 日に立たされていることを忘れてはならない。

山口県は、瀬戸内海を挟んで、伊方原発と向き合っている。伊方原発で事故が起きれば、その放射性物質は、遮るものない海をわたって容易に申立人らが暮らす島々に到達し、福島第一原発事故以上の深刻な被害をもたらすおそれがある。

本件決定は抗告審決定と真逆であり、しかも、抗告審決定に関わった裁判官 2 人が関わって本件決定がなされたことは奇異といふほかない。果たして合議が機能したのか疑問を禁じ得ない。行政や立法により、私たちの生命や生活が奪われようとしているときに、私たちを守ることこそが裁判所の本質的使命のはずである。この司法の使命を忘れた本決定には、一片の正当性もなく、断じて容認することはできない。私たちは、山口県が上記のような被害に遭わないように、「放射能被害から山口県民の生命と暮らしを守る」という申立人らの思いが実現するよう、伊方原発を止めるまで闘い続ける。

以上